広島県農業会議第９回常任会議員会議議事録

１．開催日時　平成21年12月18日（金）　午後1時30分から3時00分

２．開催場所　広島市中区鉄砲町　広島県土地改良会館会議室

３．出席会議員（１７人）

1番　渡辺眞作	2番　梶原安行	3番　佐々木信幸
4番　林　武彦	5番　重光照久	6番　近廣多郎
7番　槇原勝正	8番　大元活男	9番　石田文雄
10番　中谷憲登	11番　中原輝雄	13番　卜部百合子
15番　高橋敬明	16番　山口泰治	17番　安井裕典
19番　中村雅宏	20番　西岡恒治	

４．欠席会議員（3人）

12番　福本正彦　14番　小泉俊雄　18番　滝口季彦

５．議　事

第1号議案　農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案　農地法第5条第3項の規定による諮問について

6．報告事項

⑴改正農地法等の施行について

7．情報交換

⑴耕作放棄地再生利用対策の取り組み状況について

8．県及び市町農業委員会職員

県農業経営課　主査　吉長光一郎

〃　主任専門員　長嶺　孝

〃　主任主事　平野　恵子

広島市農業委員会　主査　今村好司

竹原市農業委員会　主任主事　村尾裕基

三原市農業委員会　事務局長　曽根田辰也

庄原市農業委員会　主任　　岸　泰弘
東広島市農業委員会　係長　山本剛三
安芸高田市農業委員会　主任　安田勝明
北広島町農業委員会　主任　下杉昌樹

9. 農業会議事務局職員
事務局長　木原政弘
次長　江上正一
主任　平山太郎

10. 議事内容

事務局　ただ今から、平成21年度第9回常任会議員会議を開会いたします。本日は滝口会長が市長の公務のため欠席となりましたので、会則第37条及び常任会議規則第5条によりまして、副会長に代理を務めていただきます。開会にあたりまして副会長が、御挨拶を申し上げます。

副会長　（あいさつ）

事務局　ありがとうございました。　それでは、これより会議に入ります。
事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。
会則第37条及び会議規則第5の規定により、福会長が議長を務めさせていただきます。　よろしくお願いします。

議　長　それでは、私が議長を務めさせていただきます。本日の出席会議員数を報告いたします。 常任会議員総数20人、うち本日の出席は17人です。
出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。議事録署名者を、私の方から指名いたします。
3番●●会議員、20番●●会議員に、お願いいたします。
よろしくお願いします。　これより審議に入ります
今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局　（議案4ページから13ページについて説明する）

議　長　ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

会議員　（発言なし）

議　長　それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。 関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。
それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市農業委員会　三原市農業委員会です。
資料1の2ページ及び資料3の1ページをご覧下さい。1番の案件について説明します。●●氏によります農家住宅への転用事案です。
申請人は三原市に居住する農家です。現在は賃貸住宅に住まいしていますが手狭になり、住宅を新たに建築するために宅地として転用しようとするものです。
申請地は、●●地区第1工区として平成16年度から19年度にかけて実施された県営農村振興総合整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第5条の6第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。宜しくお願い致します。

東広島市農業委員会　東広島市農業委員会です。
資料1の3ページ及び資料3の2ページもあわせてご覧下さい。
①番の案件について説明します。●●氏によります、墓地への転用事案です。●●氏は東広島市●●町に居住しています。この度、現在の墓地が公共事業により収用対象となったため、本申請地に移転するため、転用しようとするものです。
申請地は、●●地区として昭和47年度から昭和55年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された、第1種農地です。
周辺の土地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。
なお、墓地埋葬法許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。
続いて②番の案件について説明します。資料3の3ページもあわせてご覧下さ

い。●●氏によります、農地改良の為の一時転用事案です。
●●氏は、東広島市●●町に居住しております。
この度、実家近くの当該農地を農地改良するため、2年間一時転用するものです。転用後は、農地に復元することとしています。
　申請地は、●●地区として昭和61年度から昭和63年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された、農振農用地区域内の第1種農地です。
本件は、農地法施行令第1条の10第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。
　以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

議　長　以上で、説明が終わりました。ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて32件の諮問を受けております。
　これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（発言なし）

議　長　第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員　異議なし

議　長　異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

議　長　つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。　関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。
　それでは、広島市農業委員会からお願いします。

広島市農業委　広島市農業委員会です。
資料1の6ページの2及び資料3の4ページをご覧下さい。

員会

●●株式会社によります、駐車場及び資材置き場への転用事案です。
●●株式会社は、広島市●●区に本店を置き、紙器の製造販売を行っています。
現在、佐伯区●●町内に2カ所の生産工場と物流センターを有しておりますが、この度、事務所を隣接する生産工場及び物流センターに移転させることから、従業員及びトラックの駐車場として、また、取り扱い量の増加による輸送用のパレット、廃材の置き場として整備しようとするものです。
申請地は佐伯区役所●●出張所から南約7㎞に位置する採草放牧地で転用審査基準上では、第2種農地です。
事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。宜しくお願いします。

三原市農業委員会

三原市農業委員会です。
資料1の8ページ及び資料3の5ページをご覧下さい。1番の案件について説明します。●●氏によります、宅地拡張への転用事案です。
申請人は三原市内に居住する会社員です。この度、宅地の拡張を行う庭敷として利用するため、申請地を転用しようとするものです。
申請地は、●●東地区第1工区として昭和48年度から51年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。
周辺は第1種農地ばかりで、他に適当な土地もないことから住居に隣接する本申請地を選定したものです。
本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。
事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから,許可妥当と判断し諮問しました。宜しくお願いします。

安芸高田市農業委員会

安芸高田市農業委員会です。
資料1の13ページ及び資料3の6ページをご覧下さい。1番の案件について説明します。
有限会社●●によります工場用地への転用案件です。有限会社●●は木製家具を製造販売する会社です。
この度、工場敷地の拡張のため、申請地を借り受け転用しようとするものです。
申請地は、●●地区として平成6年度から平成12年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。周辺は第1種農地ばかりで

あり、他に適当な土地もないことから、やむなく圃場整備区域の端に位置し、既存の工場に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。宜しくお願いします。

北広島町農業委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の15ページ及び資料3の7ページをご覧下さい。1番の案件について説明します。

社会福祉法人●●によります、保育所への転用事案です。

社会福祉法人●●は、北広島町で保育所を経営する社会福祉法人です。申請人が現在経営する保育所は園舎が老朽化してきた上、　手狭となり、また保育所の敷地が土砂災害危険区域として指定されており、将来的な危険回避等観点から、このたび申請地を借り受けて保育所を移転新築するものです。

申請地は、北広島町の南部、北広島町役場から北へ約5㎞、国道261号線沿いの第2種農地です。

続いて資料1の15ページ及び資料3の8ページをご覧下さい。2番の案件について説明します。●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は地元北広島町に居住する兼業農家です。現在、●●氏は母親と同居し、農業を営んでいますが、この度、参拝に不便な山中にある水田家の墓地を申請地に移転するため、母親の土地を最小限に分筆して譲り受け、転用しようとするものです。

申請地は、●●地区●●工区として、平成3年から平成12年にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人が所有する土地は第1種農地ばかりであり、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

なお、墓地、埋葬等に関する法律に係る許可については、担当部局から許可

見込みとの判断を得ています。以上です。

議　長　以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき広島市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、12月10日、調査員として、●●常任会議員、●●常任会議員、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。その調査報告を、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●●会議員　常任会議員による農地転用に対する現地調査結果報告を致します。

調査日時は平成21年12月10日、午前10時30分から行いました。調査該当農業委員会が広島市農業委員会で、調査委員が、●●常任会議員と私、●●2名で行いました。

立会人として、広島市農業委員会の●●会長、●●委員、事務局職員、広島県農業会議事務局職員の2名です。

調査案件ですが、駐車場及び資材置き場への転用に伴う所有権移転です。

所在地は広島市佐伯区●●町で、地目が採草放牧地（3筆）です。面積が6,941㎡の第2種農地です。譲受人が●●株式会社、譲渡人が●●、外1名。

転用計画は、駐車場及び資材置き場、駐車場120区画、大型駐車場20区画、廃材置き場となっています。

当日は、広島市農業委員会より概要説明を受けた後、現地調査を実施しました。

調査結果ですが、申請地の状況は、広島市役所●●出張所から南へ約7㎞に位置し、四方を申請者である●●の生産工場及び物流センター敷地、市道、山林、採草放牧地に囲まれた、採草放牧地であります。

申請地は、戦前に山林を開墾して造成された土地で、土地登記簿地目は山林でありますが、酪農を営む譲渡人が約80頭の乳牛の飼料にするための採草及びイベント時の放牧用地として、今日まで利用してきた採草放牧地でございます。

転用する理由は、転用事業者は紙器製造業者で、佐伯区●●町内に芸南工場と本申請地の隣接地で稼働している生産工場及び物流センターを保有しておりますが、この度、事業規模を拡大するとともに、手狭な芸南工場の事務所機能を物流センターへ移転するため、申請地を転用して、駐車場と資材置き場を整備しようとするものであります。

申請地の選定理由は、申請地の隣接地に転用事業者の工場用地が存在し、

既存の工場用地を拡充して一体利用するため、本申請に及んだものであります。
本申請地一帯で乳牛80頭規模の酪農を営む譲渡人は、現在約15haの採草放牧地を保有していますが、この度、昨今の経済事情により経営規模縮小を余儀なくされ、転用事業者への土地の譲渡に及んだものであります。
転用計画の妥当性は、前述のとおり、事業規模を拡大するため、隣接地を取得して駐車場及び資材置き場に転用しようとするものであり、転用理由、土地選定、転用面積とも妥当と認められました。
申請地の位置及び被害防除措置計画から見て、周辺農地に悪影響が生じるおそれはないと認められました。
他法令の状況は、手続き不要とのことでございます。以上で調査報告を終わります。

議　長　ありがとうございました。
ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて61件の諮問を受けております。
これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（発言なし）

議　長　ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員　異議なし

議　長　異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

議　長　審議事項につきましては、以上で終了しました。それでは、続きまして報告事項に移ります。
県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。
なお、次回の常任会議員会議は12月18日金曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。
それでは、報告事項といたしまして、この15日に施行されました改正農地法等につきまして、県農業経営課からご説明いただきます。

農業経営課　（資料5により説明）

議　長　ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたいします。

（発言なし）

議　長　どうもありがとうございました。
今後とも、適正な法の運用につきまして、格別のご指導をいただきますようお願いいたします。　報告事項に続きまして、情報交換に移ります。
今回の情報交換のテーマを「耕作放棄地再生利用対策の取り組み状況」として、三原市と福山市の取り組み状況を、●●会議員さん、●●会議員さんからご発表いただいた後、意見交換を行っていただきたいと思います。それでは、近廣会議員さんからお願いいたします。

●●会議員　（資料6をもとに発表）

議　長　続きまして、●●会議員さん、お願いいたします。

●●会議員　（資料7をもとに発表）

議　長　おふたかたには、ありがとうございました。
ただ今ご報告いただきました両市の取り組み等について、何がご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

（発言なし）

議　長　各市町や関係機関からご紹介いただける活動などがございましたらお願いいたします。

●●　呉市農業委員会の●●です。呉市は昨年から任意部会を設置しました。合併

会議員　前の旧呉市地区は農業が盛んでなく、合併した島嶼部は農業が盛んな地区です。農業委員のほとんどが、これ以上耕作放棄地が増大していくと大変なことになると考え、各4ﾌﾞﾛｯｸから3人の農業委員が出て、任意部会を設置しました。

総会終了後に、部会を開いて耕作放棄地対策を協議していますが、なかなか前に進んでいません。何から手を付けていいのかさっぱりわからない。

先日、役場から呼び出しがあり、この度、農業をしたいという農家の子弟2名がいるので、この2名の農地を確保できないか、との相談がありました。島嶼部でも平坦地は若者も作る意欲がありますが、山間部の段々畑はどんどん山に帰って行っています。これを何とか食い止めようと思っても、今の農産物価格では何を作っても所得が確保出来ないもので、解決方法が見えてきません。他の農業委員会ではどのような話し合いをされているのでしょうか。

議　長　広島市の場合には、農業委員会内に農地銀行を設けて、作ってほしい、作りたいという人の情報を提供いただいております。その中でも、市街化調整区域であれば借り手は見つかるのですが、農振地域の耕作放棄地を借りてほしいと言っても、遠いという理由で借り手が見つからない。という悩みがあります。農業委員が6つのﾌﾞﾛｯｸで協議会を作って、こういった問題を協議しながら、農地パトロール等を行いながら、現地を見て、情報提供を行っているが、なかなかすっきりしません。

ご発言をいただきありがとうございました。

それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局　（次回テーマ「戸別所得補償制度について」を提案する）

議　長　次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

（発言なし）

議　長　来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

（発言なし）

議　長　　次回の常任会議員会議は、1月18日月曜日午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしくお願いします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

15:00【終了】